

東京都立荻窪高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- (2) 本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、またすべての生徒がほかの生徒へのいじめを認識しながら放置することが無いようにすること、そしてすべての生徒がいじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関して理解を深めることを目的として、いじめの防止等の対策を行う。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携し、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

2 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民、関係機関との連携を図る。学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を日常的に行う。

事実内容によっては、東京都教育委員会と連携を図る。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止等の基本方針、取組内容の検討・年間計画の作成・実行・検証・修正（見直し）を行う。
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案とその対応の報告
- ・教職員の資質・能力の向上のための校内研修、生徒向けの研修や情報モラル教育の参加

ウ 委員会

1) 校長、副校長、生活指導部主任、総合支援部主任、当該年次主任、当該クラス担任、スクールカウンセラー(専門的知識及び経験を有する第三者(外部委員))、養護教諭、各関係機関

2) 校長は、校内の他の分掌を必要に応じて委員にすることができる。

※ 委員長は学校長、運営事務は生活指導部主任が主管する。補助的な役割を担う者を含めたり、外部の専門家に構成員となってもらう場合は、柔軟に検討し、学校長が任命する。

エ 外部委員

上記ウのメンバーに加えて必要に応じて、校長が任命することができる。専門的知識及び経験を有する第三者は、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行う。

ウ 行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内

研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

- オ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、いじめ防止週間の機会を利用して、校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒対象いじめアンケート調査を年3回（6月、11月、2月）実施する。
- イ 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査を年間2回行う面接週間にて実施する。
- ウ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。（6月）
 - 1) スクールカウンセラーの活用
 - 2) いじめ相談窓口の設置
- エ 相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
- オ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教員の資質向上を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせる。
- イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- オ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- カ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行う。
- キ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、東京都教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

- いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、東京都教育委員会と協議の上、いじめ対策委員会において、迅速に調査に着手する。
- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を実施する。
- イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対し適時適切な方法で情報を提供・説明する。
- ウ 東京都教育委員会への調査結果を報告する。
- エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

5 教職員研修計画

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を年1回実施し、教職員のいじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を年間1回行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、学級通信、保健だよりなどを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図る。
(2) 学校運営連絡協議会の場において、いじめの問題について協議する機会を設けることに努める。
(3) 保護者会や個別面談において、基本方針について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係を作る。
また、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察署との連携
ア 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
イ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有
定期的に会議を開催し、生徒の状況と対策について協議を行う。
ウ いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化
いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。
エ 生徒を対象としたセーフティ教室の実施
非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。
オ 犯罪行為等が認められるときには、警察と連携して対応する。
(2) 児童相談所等との連携
ア 支援会議で生徒の状況や対策について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。
イ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年センターをはじめとする関係機関との連携に進める。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

- (1) 未然防止の評価規準
ア 生徒の自己指導能力を高めることができた。
イ 生徒の自己有用感を高めることができた。
ウ 生徒の規範意識を高めることができた。
エ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
オ 情報モラル教育を推進できた。
(2) 早期発見の評価規準
ア いじめの早期発見に努めることができた。
イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。
(3) 早期対応の評価規準
ア 被害者の心のケアができた。
イ 適切にいじめの事実を確認できた。
ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
エ 重大事態の調査をし、中部学校経営支援センターを通じて知事へ報告できた。
(重大事態があった場合)

オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。

イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。

ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。

エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

ア 実践的研修を行うことができた。

イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。

ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめ防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。